

1級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験<基礎編・応用編> 学科試験対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として2022年10月1日現在の法令等に基づき作成しています。
FP試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

<ライフプランニングと資金計画>

1. 特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という）が改正されました。

特定商取引法が改正され、2022年6月1日に施行されました。主な改正事項は次のとおりです。

・クーリング・オフ通知の電子化

従来、消費者がクーリング・オフ（申込の撤回または契約の解除）を通知する際は書面（ハガキ等）により行うものとされていましたが、改正後は書面のほか電磁的記録（ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム、電子メール等）による手続も可能となりました。

・詐欺的な定期購入商法の規制強化

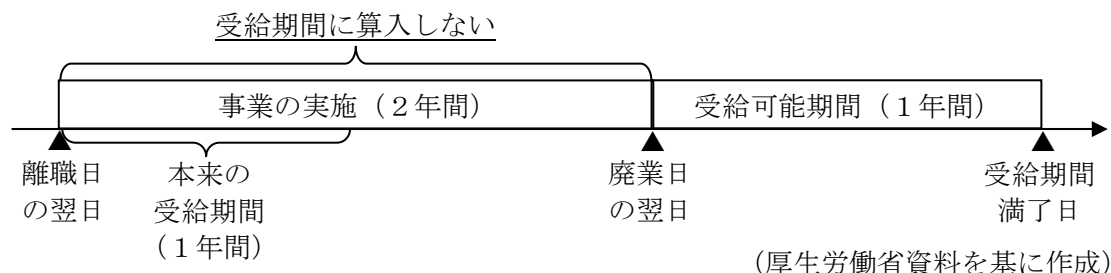
サブスクリプション型サービスの普及により定期的な取引が増加する中で、定期購入ではないかのように消費者を誤認させて定期購入契約を締結するケースやいつでも解約可能と表示しながらも実際には条件があり解約が困難なケースなどが問題となり、通信販売における規制が強化されることになりました。改正後は購入前の最終確認画面で「商品・役務の分量」「販売価格および対価（初回の代金だけでなく2回目以降の代金も表示）」などの表示が義務付けられました。

2. 離職後に事業を開始等した者に対して、雇用保険の基本手当の受給期間の特例が設けられました。

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則として離職日の翌日から1年以内ですが、2022年7月1日以後に事業を開始等した者が事業を行っている期間等については、最長で3年間、受給期間に算入しない特例が設けられました。仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動にあたって基本手当を受給することが可能になります。

	改正前	改正後
特例対象期間	—	本来の受給期間1年+起業等から休廃業までの期間（最長3年間）

<特例の適用イメージ（例：離職日の翌日に起業して2年後に廃業）>



※特例申請の要件は、以下5点のすべてを満たす事業であること

- ・事業の実施期間が30日以上である
- ・「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前である
- ・当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていない
- ・当該事業により自立することができないと認められる事業ではない
- ・離職日の翌日以後に開始した事業である（離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含む）

3. フラット35の金利引下げ方法がポイント制に変わりました。

2022年10月以降の借入申込受付分から、フラット35の金利引下げ方法がポイント制に変更されました。ポイント制とは、金利引下げメニューごとにポイントを定め、合計ポイント数に応じて金利引下げ期間および金利引下げ幅が決まる制度です。

合計ポイント数	金利引下げ期間	金利引下げ幅
1ポイント	当初5年間	年▲0.25%
2ポイント	当初10年間	年▲0.25%
3ポイント	当初5年間	年▲0.50%
	6年目から10年目まで	年▲0.25%
4ポイント以上	当初10年間	年▲0.50%

<リスクと保険>

1. 電磁的記録によりクーリング・オフの通知を行うことが可能となりました。

クーリング・オフ（申込の撤回または契約の解除）の申出は、書面または電磁的記録（ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム、電子メール等）により行うこととされました。

2. 火災保険の保険期間が最長5年になりました。

自然災害の発生リスクの長期的な予測が困難になってきていることから、火災保険の保険期間が短縮されて、最長5年になりました。

<不動産>

1. 借地借家法が改正されました。

一般定期借地権の契約については、「契約の更新がない」「建物の築造による存続期間の延長がない」「建物買取請求をしない」という3つの特約を電磁的記録により締結できるととなり、電子契約が可能になりました。また、定期建物賃貸借契約についても電子契約が可能となり、賃借人の承諾を得ること等の要件を満たす場合には、事前説明書の内容を電磁的方法により提供することが可能になりました（2022年5月18日以後）。

	改正前	改正後
一般定期借地権の契約	3つの特約を <u>書面により締結することが必要</u>	3つの特約を <u>電磁的記録により締結することができ、電子契約によることも可能</u>
定期建物賃貸借の契約	<u>書面により締結することが必要</u>	<u>電子契約によることも可能。賃借人の承諾を得ること等の要件を満たす場合には、契約締結前の事前説明書の内容を電磁的方法により提供することも可能</u>

2. 宅地建物取引業法が改正されました。

重要事項説明書（35条書面）、契約を締結したときに交付する書面（37条書面）および媒介契約書の提供については、契約当事者や依頼者の承諾があること等の要件を満たす場合には、書面の交付に代えて電磁的方法による提供が可能になりました。また、重要事項説明書（35条書面）、契約を締結したときに交付する書面（37条書面）については、宅地建物取引士による押印が不要になりました（2022年5月18日以後）。

	改正前	改正後
重要事項説明書（35条書面）および契約を締結したときに交付する書面（37条書面）	<u>宅地建物取引士の記名押印のある重要事項説明書や契約を締結したときに交付する書面を交付</u>	<u>宅地建物取引士の押印は不要。また、契約当事者の承諾を得る等の要件を満たす場合には、書面の交付に代えて電磁的方法による提供が可能</u>
媒介契約書	<u>書面を交付</u>	<u>依頼者の承諾を得る等の要件を満たす場合には、書面の交付に代えて電磁的方法による提供が可能</u>

以上